

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式を採用している。

(2) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当資産は、期末退職給付の要支給額に相当する金額を計上している。

2. 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
退職給付引当資産	34,616,500	1,474,060	0	36,090,560
経営調整積立資産	18,951,524	0	0	18,951,524
インボイス制度対策積立資産	10,000,000	2,000,000	0	12,000,000
合 計	63,568,024	3,474,060	0	67,042,084

3. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
退職給付引当資産	36,090,560	(0)	(0)	(36,090,560)
経営調整積立資産	18,951,524	(0)	(18,951,524)	(0)
インボイス制度対策積立資産	12,000,000	(0)	(12,000,000)	(0)
合 計	67,042,084	(0)	30,951,524	(36,090,560)

4. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
高年齢者就業機会確保事業費等補助金	国	0	4,203,000	4,203,000	0	—
雇用開発支援事業費等補助金	国	0	14,437,000	14,437,000	0	—
各務原市シルバー人材センター補助金	市	0	19,082,000	19,082,000	0	—
合 計		0	37,722,000	37,722,000	0	

5. その他

消費税の計上が現金主義であるため、配分金のうち免税事業者に対する消費税仕入税額控除不可に相当する金額が租税公課、未払金及び当期計上増減額に影響がある。